

## 大洗町空き家等紹介に係る事業者登録制度

### 第1 目的

町内において宅地建物取引業を営む者（宅地建物取引業法第3条の免許を有する者。以下「事業者」という。）が、町が行う空き家等情報バンク制度の趣旨に賛同し、町内の未利用物件の有効活用により、定住を促進することで地域活性化に寄与するため、事業者登録制度について定めるものとする。

### 第2 事業者の役割

- ① 空き家等情報バンクにかかる宅地建物取引に関する相談及び仲介すること
- ② 町の依頼に基づき、利用希望者の希望に見合う物件を探し、斡旋すること

### 第3 仲介に係る報酬

取引が成立した場合に事業者が受けることができる報酬は、宅地建物取引業法（昭和27年法律176号）第46条第1項の規定による国土交通大臣が定めた報酬の額の範囲内とする。

### 第4 事業者の登録

- (1) 町は、広報、ホームページ等を通じて、趣旨に賛同する事業者を募集する。
- (2) 登録を希望する事業者は、様式1の登録申請書を町に提出する。
- (3) 登録は、随時、受付するものとする。
- (4) 登録できる事業者の要件は、次のとおりとする。
  - ① 町内に事務所を置いていること。
  - ② 国税又は地方税を完納していること。
  - ③ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配している等町長が特に不適格と認めるものでないこと。

### 第5 その他

- ① 本制度は、利用希望者の利便性を高め、大洗町への移住を促進するためのものであり、登録事業者は利用者の信頼を損なうことがないよう、誠心誠意対応するものとする。
- ② 取引にかかるトラブルについては、登録事業者の責任において処理するものとする。場合に応じて、町長は、登録事業者の登録を取り消すことができるものとする。
- ③ 町は、ホームページに登録事業者一覧を掲載する。その際、ホームページへのリンクが可能な登録事業者については、リンクを許可するものとする。

様式1

空き家等紹介に係る事業者登録申請書

法人名・事業者名			
所在地	東茨城郡大洗町		
代表者役職・氏名			
電話番号		FAX 番号	
E-Mail アドレス			
ホームページアドレス			
大洗町空き家等紹介に係る事業者登録制度に定める事項を遵守し、積極的に協力します。	はい ・ いいえ		
国税，地方税を完納しています。	はい ・ いいえ		
暴力団員が実質的に経営を支配していません。	はい ・ いいえ		
登録の決定にあたっては，町税の納付状況について調査することに同意します。	はい ・ いいえ		

上記のとおり，登録を申請します。

年 月 日

印